

白馬村青鬼伝統的建造物群 保存地区保存活用計画

平成 12 年 8 月 29 日（保存計画策定）

平成 22 年 2 月 8 日（一部改訂）

令和 7 年 3 月 28 日（保存活用計画へ改定）

白馬村教育委員会

内容

1. 保存地区の保存に関する基本計画	2
(1)保存活用計画の目的	2
(2)保存地区の概要	2
(3) 伝統的建造物群の特性と環境物件	6
(4)保存の基本方針と保存地区の範囲	8
2. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定	9
(1) 伝統的建造物及び環境物件特定の基準	9
(2) 特定物件	9
(3) 伝統的建造物及び環境物件の位置と範囲	9
3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画	10
(1) 伝統的建造物の修理	10
(2) 環境物件の復旧	10
(3) 伝統的建造物以外の建造物等の修景	10
(4) 建造物の移転、除却、新築、増築、改築	10
4. 保存地区の建造物等の保存および保存活動に係わる助成	10
(1) 保存地区の建造物等の保存に対する助成	10
5. 保存地区の防火・防犯・防災施設の整備及び体制の確保	11
(1) 現状	11
(2) 対策の方向性	11
(3) 意識の啓発	11
(4) 予防措置	11
(5) 早期発見・初期消火	12
6. 保存地区の保存及び活用の方針	12
(1)保存と活用の方向性	12
(2)保存と活用の内容・伝統的慣習及び伝統的技術の保存と継承	12
7. 地域の活力創出	13
8. 保存地区の管理及び保存のための施設・設備の設置ならびに環境の整備計画	14
(1) 管理施設等	14
(2)観光振興のための施設整備	14
(3) 防災、防犯施設の整備	15
(4) 電柱等の整備	16
(5) 下水道の整備	16
(6) 交通規制、駐車場等	16
(7) 道路、水路等の整備と復旧	16
(8) その他	16

白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区保存活用計画

この保存計画は、白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 10 年白馬村条例第 16 号。以下「保存条例」という。）第 5 条の規定に基づき、白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の伝統的建造物と農村景観を守るため、次のように定めるものとする。

1. 保存地区の保存に関する基本計画

(1)保存活用計画の目的

この保存活用計画は、保存地区の人々の営みにより培われてきた歴史や、類まれな景観を、保存地区の住民及び白馬村民の共有の財産として将来に向けて保存するとともに、広く活用していくことを目的とする。

(2)保存地区の概要

<保存地区の地理>

白馬村は、長野県の北西部(長野県のほぼ北端)に位置する面積 182.34 km²、人口 8,739 人(令和 6 年年 4 月住民基本台帳人口)の観光産業を中心とした村である。周囲 65.5 km、南北 16.8 km、東西 15.7 kmの盆地であり、南は佐野坂の分水嶺で大町市と、西は北アルプス白馬連峰で富山県に境を接し、北は小谷村、東は大町市美麻、長野市鬼無里、上水内郡小川村に隣接している。白馬村の中央部を南北にフォッサマグナが走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川(平川、松川)によって扇状地が形成されている。

白馬村の南部から北部へ曲折しながら流れる一級河川姫川は、南端佐野坂に源を發し、東西山地より流れる支流谷地川、平川、松川、楠川などと合流し、遠く日本海(新潟県糸魚川市)へ及んでいる。道路は大町市から新潟県糸魚川市へ通じる国道 148 号線が南北に走り、また、東側の長野市鬼無里を通して長野市街へ通じる国道 406 号線が白馬村の中心地である白馬町地区から東側に延びている。さらに、県道白馬岳線、県道千国北城線、主要地方道白馬美麻線が白馬村に端を發し、それぞれ西方、北方、東方に伸びている。また、鉄道は J R 東日本の大糸線が南北に縦断して、南神城、神城、飯森、白馬、信濃森上の 5 駅が設けられている。

白馬村の西側に聳える 3,000m 級の山々のある北アルプスは、中部山岳国立公園の一部であり、百名山の白馬岳や五竜岳、市街地から見ることができる杓子沢氷河や日本三大雪渓の一つである白馬大雪渓など、日本を代表する山岳環境を有している。それに対し東側の山は、1,433mの物見山等の比較的なだらかな低い山が連なっている。西側の山麓にある集落は、スキー場、登山を中心とした観光客を受け入れるホテル、旅館、ペンション等の近代的な建物で構成され、近年は外国人居住者の増加やリモートワーク等の普及による都市部からの移住者の増加により、多様な人々の暮らす地域となりつつある。それに対し東

側の山腹にあるいくつかの集落は、昔ながらの農村集落を保っているところが多い。

保存地区である青鬼集落は、白馬村の北東端の標高約 760mの山腹に位置している昔ながらの農村集落のひとつであり J R 白馬駅からは約 5 km、国道 148 号線からは通地区の分岐点から約 1.5 km 東側に入ったところに位置している。白馬村の市街地から比較的近距离にありながら山懐に抱かれた落ち着いた環境を保っている。

青鬼集落の東側には、物見山や八方山があり、背後(北側)は岩戸山(1,356m)へ続いている。南東方から西方にかけて明るく開けた空間となっており、南西方向に北アルプスの五竜岳や鹿島槍ヶ岳が眺望でき、観光客をひきつけている。

<保存地区の歴史>

白馬村は姫川をとおして新潟県糸魚川市と通じ、白馬山麓に産するヒスイが縄文時代から古墳時代まで、この谷から運ばれていった。後年千国道とよばれる街道は、縄文時代にその姿をすでにあらわしはじめていた。青鬼集落の周辺にも、縄文時代中期・後期の善鬼堂遺跡・番場遺跡があり、古くから人々の生活の場であったことが知られる。弥生時代以降になると、村南部神城地区の湿地帯を取りまく段丘上に米作りの集落群が起こり、古墳時代に入ると、支配者たちが墳墓を築き、現在でも、神城地区には 20 基を越す古墳が確認されている。

かつては白馬、小谷地方を「小谷四ヶ庄」と呼ぶ人が多くいたが、今から 800 年位前は、この辺は千国庄と呼ばれ六条院領であった。六条院とは白河上皇が長女都芳門院媚子内親王の御所として建てたもので、内親王の死後はこれを寺として多くの荘園の寄進が行われ、千国庄もその一つとされている。戦国時代の四ヶ庄は、前期六条院領であったが、その実際の支配者は土地の豪族仁科氏の枝族で三日市場に居住する沢渡氏であった。

慶長 19 年(1614)に松本藩により、大がかりな検地が行われ、この時に石高が示された村は、佐野、沢渡、飯田、飯森、桐山、蕨平、塩島の 7 村のみであった。その後慶安元年(1648)から承応年間(652~55)にかけ、細野、大出、野平、峰方、深沢、空峠の各村が新田村として独立を認められ、漸次現在の地区形態ができることとなった。

その頃の青鬼は松本藩大町組塩島村の枝郷であった。塩の運送につかわれた塩の道千国街道の千国宿から分かれた善光寺・戸隠道は、この青鬼を通り、柄山峠を越えて、鬼無里を經由し戸隠・善光寺に向かっていた。

万延・文久年間(1860~63)には、当時の青鬼集落 24 戸によって用水路である「青鬼上堰」(延長約 3 km)開削という大土木工事が行われた。これによって、青鬼集落の周辺に現在の棚田状の水田が開かれるようになった。棚田の石垣も、その頃までには築かれたと考えられる。

青鬼下堰は、造られた年代はわからないものの、青鬼上堰が完成して間もなく造られたものと考えられ、青鬼上堰と平行する形で、標高差約 30m 下側に設置されている。

集落の背面、北側に位置する青鬼神社の創始は大同年間(806~809)と伝えられている。神社の本殿は明治 26 年(1893)(棟札)に、また覆屋は明治中期に造られたものである。

青鬼集落では、明治40年(1907)に集落の中央部にある9戸を焼失する大火があった。しかし、直後に焼失家屋それぞれが伝統的な茅葺きの住宅を再建し、集落全体の景観に大きな変化はなく、現在に至る。

江戸時代、信濃(長野県)側から容易に近づけなかった白馬岳に、明治27年(1894)にはウェスター・ウエストンが登山、同31年(1898)には河野零蔵等の学術研究登山がなされて全国にその名が知られるようになった。同40年(1907)には白馬岳に山小屋も設けられ、白馬の観光の基礎となった。

その頃の白馬村の産業といえば、水稻、養蚕、麻を中心とする純農村で、一雨降れば荒れ狂う平川、松川に苦しみながら新田を起こし、人々は昔ながらの細々とした暮らしを続けていた。明治後期、日本に伝えられたスキーは、大正時代になると白馬山麓にも普及し、山岳スキー場として山岳家や学生に認められるようになった。細野(現八方)は昭和21年頃から民宿営業を始めた。戦後スキーは大衆化してきたが、スキー場にリフトがかけられたのは、昭和27年以降のことで、白馬村が誕生した昭和30年代こそ現代に至る白馬村の観光の革命時代であった。

その頃の青鬼集落は、周辺の集落と同様に近代化や産業構造の変化、人口の流出と過疎化が進み、幕末に24戸あった家も昭和60年代には15戸に減少した。戸数の減少に伴ってかつての畑が杉林に変わるなど耕作地の形態には変化が生じてきたが、景観の基本的な部分は近世以来の伝統的な状態を保ってきた。

<保存地区の現状>

青鬼集落の景観を特徴づけるのは隣接して建つ建造物群の姿と、主に東方に広がる棚田である。

保存地区には段丘状の緩傾斜地に広がる西端の集落と、東方に耕作地が展開する。

道は西端の集落の入り口から、農地の終点まで、4m幅で舗装されている。この道に接続して、集落の中央をほぼ一巡する道が通っている。また、農地の終点から奥は青鬼下堰、青鬼上堰(青鬼では用水路を堰という)の取水口を通り、林道東山線まで、近年林道が4m幅で開設されている。

保存地区内の建造物群のうち主屋は1棟が平成に入って建築されたものがあるが、14棟は伝統的な姿を残している。また、伝統的な土蔵、蔵が主屋から少し離れた場所に、7棟ある。その他に近年建築された、車庫、倉庫等が並んでいる。

重要伝統的建造物群保存地区選定後は、伝統的建造物群の修理や修景のための保存整備事業として、選定後から令和6年度末までの間において修理事業45件、修景事業3件を実施し、地域の歴史的風致の保全を行うとともに、平成18年(2006)から主屋一棟を村で借り受け、「お善鬼の館」として公開施設を設置し、来訪者の受入れや地域住民の集いの場として活用を行っている。

屋敷周りは家庭用の菜園や畑地、部分的に水田も存在し、東方の緩傾斜地は大半が水田で、周辺部に畑地がみられる。

集落の中央部より、北に延びる参道を上ったところに青鬼神社がある。祭神はお善鬼様で、岩戸山のお善鬼様の岩屋と深い関係を持っており、祭典時には花火の打ち上げを行っており、戦前は火薬の調合を村人が行っていた。現在青鬼神社に花火打ち上げ用の竹筒が残されている。白馬村指定無形文化財の火揉みの神事、灯籠揃えなどが行われ、古い伝統をよく伝えている。また5月に春祭、11月に秋祭も行われる。

また、青鬼神社のすぐ近くにカツラの大樹があり、その根元から清水が湧き出していたが、平成26年11月22日に発生した「長野県神城断層地震」の影響により一時期湧水が止まり、現在は水量が減ったものの再び清水が湧き出している。古代人たちもこの湧き水に頼ってきたことは間違いなく、現代の青鬼集落においても飲料水はほとんどの家がこの水に頼っていた。カツラの大樹は目通り685cmの見事な大樹である。この湧き水は姫川・関川水系の水百選に選ばれている。

集落の東側小高いところに広がる水田(一部畑)は棚田を形成しており、またそれぞれの棚田は石垣によって形成されているため、景観上の存在意義は大きい。なお、この棚田は平成11年(1999)に「日本の棚田百選」に選ばれている。

この石垣の保全だけでなく、伝統的技術の継承やその価値を広く伝えるために、地域にある石垣の修繕や、土壁の修繕を体験するワークショップを開催し、住民や参加者にその価値を伝える活動となっている。

棚田の水田は沢から遠くまた高い位置にあるため、給水の便が悪く、その水源を青鬼沢上流部に求めている。最上部の水田から東北に約1.5km離れた地点と、さらに500m程遡った地点に取水口を設け、2系統で引水している。この2系統の用水路を「青鬼堰」と呼び、特に上流の用水路(青鬼上堰)は、急な山腹斜面を緩やかな勾配で横断して設けられている。

青鬼上堰は集落の東側の水田を潤し、青鬼神社の一段上を迂回するように流れ、集落のはずれで沢に落とされている。この堰と集落のあいだには畑が広がっていたが、今は大半が杉林となってしまっている。

青鬼下堰は、青鬼上堰と平行して設けられており、東側農地の下半分の水田に給水している。

毎年4月末には、地域住民と村内外から訪れる多くのボランティアにより約3kmに渡る上堰の堰浚いを行い、伝統的な堰の保全とともに地域への関心を高めることに寄与している。その他景観を形成しているものとしては、集落入口付近の向麻石仏群、阿弥陀堂にある阿弥陀堂石仏群をはじめ、道祖神、馬頭観音などの石仏、祠などが各所に点在している。

また、集落の北西を流れる一本木沢では、地域住民や伝統的建造物群を保全するため、平成26年度(2014)から長野県が事業主体となり砂防事業が事業化され、令和8年度末の完了を予定して事業を進めている。この砂防堰堤の設置にあたっては、伝統的建造物群保存地区内であることもあり、関係機関での連携し、地域の安全性の確保と伝建地区の保全に鑑み、地域景観の変化が最小限になるよう事業を進めている。

保存地区では、選定時点から居住者が大きく減少していることや、高齢化が課題となっ

ている。通年を通して居住する住民はわずかとなり、後継者がいない所有者も多くいるため、指定物件の多くに居住者がいない。このため、建造物や棚田などの農地の保存や、神事や普請などの生業の保全における課題だけでなく、集落のあり方についても課題として捉えている。

また、保存地区内では、選定後多くの来訪者が訪れるようになったことから、畔の踏み荒らしや民地への立ち入りなどのトラブルも発生している。畔への立ち入りは保存物件の石垣の毀損につながることもあり、対策を講じていく必要がある。

(3) 伝統的建造物群の特性と環境物件

<保存地区の特性>

保存地区は、青鬼集落の屋敷地と水田等の農地に山林の一部を含んだ範囲である。

青鬼は茅葺きの集落で、なだらかな南斜面の傾斜地に沿って、東西約 250m、南北約 100 mの中に 15 軒の家がほぼ三日月形状に 2 段に並んでいる。15 軒のうち、現在は 14 棟の伝統的な茅葺き(金属板被覆)の主屋が残っている。道路は、幅員約 4 mの保存地区を東西に走りぬける道とそれに接続して集落の中央をほぼ一巡する道で構成されている。

集落の入り口には道祖神・庚申塔・大日如来・馬頭観音などが並ぶ向麻石仏群があり、またその北方の一段高い位置に阿弥陀堂と阿弥陀堂石仏群がある。集落の周りには 4カ所(集落の入り口付近に 2カ所、東側に 2カ所)の墓地が広がる。集落の中央部の北方には長い石段と石畳が延び、これを上ったところに鎮守の青鬼神社がある。神社には本殿のほか諏訪社も祀られており、神楽殿も設けられている。神社では、5月に春祭、9月に本祭、11月に秋祭が行われるなど、住民の生活にとって欠かせないものとなっている。特に毎年 9月 20・21 日に開催される青鬼神社例大祭の中で行われる「火揉みの神事」は、祭神に奉納するために、火揉み盤と火揉み棒を使って、両手の手のひらで揉みこむことで火を起こし、それを神社の灯明、常夜灯や各家々の神前と灯籠、打ち上げ花火などに使用する極めて素朴で原始的な伝統を伝える文化遺産であり、白馬村の無形文化財に指定されている。また、この伝統的な神事を守るために地域住民だけでなく多くのボランティアが参加している。

屋敷地の周囲にも若干の耕作地はあるが、集落より上手には水田が広がり、これらは小規模なうえ形もさまざま、青鬼集落の景観を形成する大きな要素となっている。また、傾斜地にあるため、石垣を築いた棚田となっている。5月の田植え前には水を張った棚田に残雪の北アルプスが映り込み、美しい景観を望むことができる。この風景を一目見るために、国内外から多くの来訪者が訪れている。また、棚田では古代米である紫米の栽培がおこなわれ、白馬村の特産品として取り扱われている。

これらの棚田の用水は青鬼堰から 2系統の用水路で取水されている。この用水路のうち、上部にある青鬼上堰は万延・文久年間に、4年の歳月をかけて完成されたもので、部分的には急な岩盤をノミで削って水路を開削した場所(延長約 290m、一部粘土で堰の底をつき固めた箇所もある。)もあり、現在でもなお使用されている。これらの古い石垣を伴う棚田及び堰は、祖先の偉業を現在に伝えるものとして貴重な存在である。

また、青鬼下堰は、青鬼上堰が完成した後設けられたものと考えられている。規模は青鬼上堰の水路幅が約 50 cmから 1 mであるのに対し、青鬼下堰の幅は約 30 cmから 50 cmと小規模ではあるが、やはり部分的には急な岩盤をくり抜いて造られた場所もあり青鬼上堰とともに貴重な存在である。

集落各戸の敷地境は道路と若干の植栽あるいは石垣や水路などで区画され、特に周囲に塀や生け垣を設けることもなく開放的である。斜面地のため、南面する主屋の背後には石垣が築かれている。主屋の周囲には納屋等の付属屋がある。土蔵は主屋と離れて造られているものが多い。

<伝統的建造物群の特性>

青鬼集落の伝統的建造物群の主体をなすのは、茅葺きの主屋である。これに付属する土蔵などの建物、及び神社・堂、石造工作物等によって伝統的建造物群が構成されている。

主屋は、現存する中で 14 棟が茅葺き屋根(現在は金属板被覆)の建物で、平屋の建物と表側に中二階を造る建物がある。この主屋が、等高線に沿って棟を連ねている点が青鬼集落の特色である。同じ形態の建築が規則的に建って並ぶ様子は、極めて特徴的で印象的な農村景観を形成している。主屋は、正面の軒をせがい造りとし、特に中二階の建物では、屋根の正面をかぶと造りにして、二階の壁面を白壁と化粧貫の意匠で統一している。また、主屋の間取りは、部屋の並ぶ形式によって「三間づくり」、「四間づくり」と呼ばれ、太い柱が部屋境に 2 列あるいは 3 列に並んでいるのが特徴である。

青鬼集落に現存する建物の多くは江戸時代末期から戦前までに建てられたものである。最も古いとみられるものは 19 世紀前期に遡ると推定される。

付属建物のうち土蔵は火災を考慮して、居住部分から少し離れた場所に建てられているものが多い。こうした配置も青鬼集落の特色である。土蔵の屋根は板葺(現在は金属板葺)の置屋根形式である。外回りに柱を立て、貫を 5 段ほど入れ、ここに藁を架けて、雪囲いとすることが晩秋から冬季に見られる景観の特徴となっている。

青鬼神社には、本殿、諏訪社などの社殿およびこれらの覆屋、神楽殿、鳥居、石祠などが配置されている。本殿は一間社流造、柿葺きで、明治 26 年(1893)に造られたものである。覆屋(本社)は、間口 12 尺、奥行 17 尺、切妻造、金属板葺(もと茅葺)で、前 4.5 尺を吹放ちとして縁を三方に設けている。建築年代は本殿と同じ明治 26 年(1893)頃と考えられる。青鬼神社本殿の東側に諏訪社がある。諏訪社の本殿は一間社流造、見世棚造、板葺きで、延享 4 年(1747)に造られたものである。また、覆屋は、間口 8 尺、奥行 7 尺、寄棟造、茅葺(金属板被覆)の建物である。建築年代は本殿覆屋と同じ明治中期と考えられる。本殿・諏訪社の境内より一段下の境内に参道を向いて神楽殿(明治の本殿棟札では拝殿と称す)が配置されている。神楽殿は間口 4 間、奥行 3 間 4 尺、寄棟造、茅葺(金属板被覆)の建物である。奥には中二階が造られている。建築年代は本殿覆屋・諏訪社覆屋と同じ明治中期と考えられる。

<工作物>

諏訪社本殿の両脇には、一間社見世棚造の小祠2棟が祀られている。社殿のまわりには石造物の灯籠、石祠、手水鉢が並んで、歴史的景観を作っている。また神社に通じる参道は、延長約100mの石段と石畳、幟立て、鳥居がある。神社の北側の少し登った斜面に、円錐形に茅葺きされた祠内部に三峯様が祀られている。

集落の入口付近には、道祖神、庚申塔(享保10年、万延元年、昭和55年)、大日如来、馬頭観音など27基が並ぶ向麻石仏群、そこから約150m北側の小高いところには千部塔(宝暦7年)、庚申塔(宝暦11年、寛政12年、大正9年)など28基が並ぶ、阿弥陀堂石仏群がある。阿弥陀堂は戦後に再建されたものであるが、内陣は墨書から天明5年(1785)のものとなり、木鼻の形式に時代的な特色がよく示されている。

そのほか石造物である馬頭観音等の石仏、氏神様や稲荷社とその鳥居等が保存地区内に点在しており、建造物と共に集落の環境を構成している。

集落東側の田畑は斜面のため石垣が積み上げられている。この田畑の石垣で形成されている棚田は「日本の棚田百選」に選ばれており、近世以来の美しい農村風景を残している。これは、大小さまざまな石で積み上げられており、幕末から明治期に、水田が開かれたときにでてきた野面石を使用したものと伝えられている。高いものでは高さ3m以上の石垣があり、総延長は4kmを越えている。水田に給水するための用水路(青鬼堰)が保存地区東側奥の青鬼沢から2系統で築造されている。青鬼沢の上流部より取り入れている用水路を青鬼上堰といい、主に山間の急な斜面の岩盤をくり抜いた用水路である。青鬼沢の青鬼上堰より下流側で取り入れている用水路を青鬼下堰といい、青鬼上堰よりは急斜面ではないもののやはり岩盤をくり抜いて造られたところもある。これらの棚田と、青鬼堰は現在でも使用されており、青鬼集落の景観上欠かすことができないものとなっている。

<環境物件>

青鬼集落には環境物件として、目通り685cmのカツラの大樹、目通り515cmのハウノキ、抜け止めのカツラ、スギの大木など年代を経た巨木があり、これらの樹木は集落の周辺に位置し、青鬼の景観の重要な要素となっている。また「桂の清水」、「馬場の清水」は江戸時代以前から使用されていたものと考えられ、地区の歴史を考えるうえで重要である。したがってこれらは、伝統的建造物と一体となって価値を形成する歴史的風致としての環境物件として保存の対象となっている。

(4)保存の基本方針と保存地区の範囲

保存地区は山間地の農林業を基盤とした生活環境と茅葺き家屋を中心とした伝統的建造物群および棚田を形成している農地、並びに山林が一体となって歴史的風致を形成している集落である。したがって、これらの価値を保存し、後世に伝えていくことを目的として、伝統的建造物群・工作物および環境物件のほか、保存地区内の水田、畑、旧耕作地、山林を適切に保存し、よって住民等の生活環境及び文化的向上を図る。また、保存地区に伝承

されている伝統的行事、民具などの民俗文化財、保存地区周辺の山林や農地などの環境も併せて保存する。

地区内における伝統的建造物と一体をなす環境を保存する目的を遂行するため、地域住民と行政当局が一体となって、文化遺産の管理、修理、修景、復旧事業を行い、あわせて関連する文化財の保護と産業の振興につとめ、住み良い里づくりにつとめる。

保存地区の範囲：別図－１に示す範囲。

保存地区面積：５９．７０ヘクタール

２．保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

(1) 伝統的建造物及び環境物件特定の基準

イ．建築物

昭和 20 年代以前に伝統的な技法で建てられた建築物とする。

ロ．工作物

昭和 20 年代以前に伝統的な技法で造られた工作物とする。

ハ．環境物件

縄文遺跡地内の清水、および概ね樹齢 200 年以上の樹木で環境と一体をなしているものとする。

(2) 特定物件

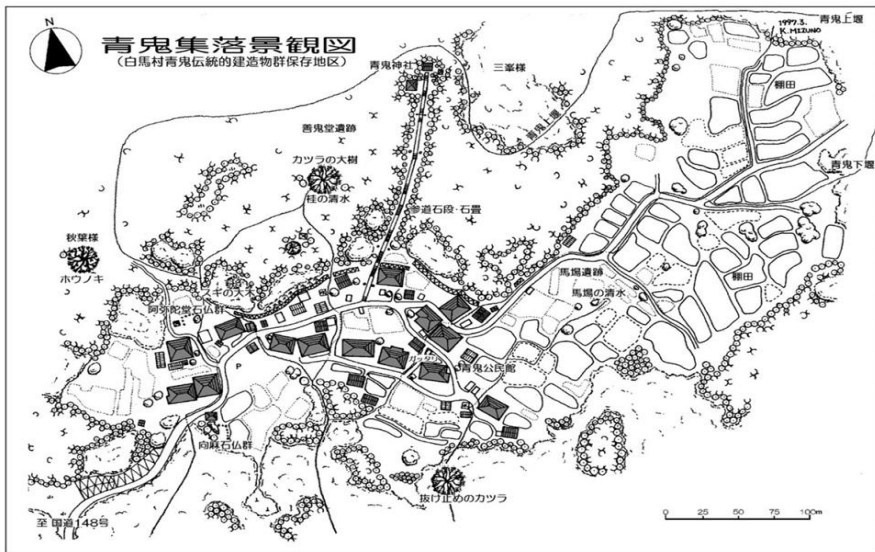
1) 伝統的建造物

イ．建築物：別表－１

ロ．工作物：別表－２

2) 環境物件：別表－３

(3) 伝統的建造物及び環境物件の位置と範囲：別図－１



3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

建造物は、現状の構造及び屋根、外観の維持を目的とした修理を行うが、可能な限り茅葺き屋根の復原に努めることとしていたが、地域の高齢化や空き家の増加などの課題により、現在まで茅葺きの復原には至っていない。今後は地域住民の負担や地区防火の推進状況等も鑑みながら、行政が管理する施設などからの復原について検討を行う。後世の改造や修理で伝統的建造物の価値を甚だしく損ねているものは、復原修理を行うことを基本とするが、個別的な経緯や事情も尊重する。なお復原は、科学的調査と根拠に基づくものとする。

また、平成26年(2014)に発生した「長野県神城断層地震」では、青鬼集落においても建造物の一部損壊や土蔵の土壁の崩落、石垣や灯籠の損傷等多くの被害が発生した。いつ起きるかわからない地震災害に備え、防災部局と連携しながら、修理に合わせて建造物の耐震化を行うための支援を進めていく。

工作物については、現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては科学的調査と根拠に基づいて、復旧、整備、修景する。

(2) 環境物件の復旧

環境物件は現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものは科学的調査と根拠に基づいて、復旧整備する。

(3) 伝統的建造物以外の建造物等の修景

伝統的建造物以外の建造物で現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものや、劣化等により周囲の景観を損ねるものは、周囲の景観に調和させることを目的とした修景を行う。

(4) 建造物の移転、除却、新築、増築、改築

伝統的建造物の移転、除却、増築、改築及び伝統的建造物以外の建造物の新築、増築は、本条(1)～(3)に規定する修理、復原、修景、復旧、整備によるもの以外は行わないことを原則とするが、特別の事情により許可された場合には、規模、材料、屋根形式、棟高、軒高、色彩などが周囲の環境と調和したものとする。

4. 保存地区の建造物等の保存および保存活動に係わる助成

(1) 保存地区の建造物等の保存に対する助成

村は前条の保存整備計画に基づく事業に対し別に定める「白馬村伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱」により、必要な助成をすることができる。

5. 保存地区の防火・防犯・防災施設の整備及び体制の確保

保存地区においては、木造茅葺き屋根の建造物で構成されていることから、明治 40 年(1907)に集落の中央部にある 9 戸を焼失した「明治の大火」からもわかる通り、火災発生時には近隣建物に飛び火し、甚大な被害が発生することが想定される。

また、糸魚川静岡構造線の直上にあり、平成 26 年(2014)に白馬村を震源として発生した、マグニチュード 6.7 の地震「長野県神城断層地震」のような地震災害や、近年日本国内各所で発生している豪雨災害などの自然災害だけでなく、近年は空き家が増えたことによる不審者の目撃情報や空き巣、賽銭泥棒などの被害もあり、様々な要因により建造物に被害が発生することが想定される。そのため、様々な面での住民の意識啓発が必要となることが考えられる。

(1) 現状

現在保存地区内にある指定物件において、火災報知機やスプリンクラーの設置数が少なく、耐震改修が実施された建物も少ないため十分な対策が行われているとは言えない状況である。また、集落内に設置されている消火栓や防火水槽などの消防設備においても、沢水を使用しているため、特に冬季間に水不足等で安定して使用できない状況もある。さらに、集落内の空き家が増えていることから、空き巣や賽銭泥棒などの被害もあり、建造物への被害が発生することも懸念される状況となっている。

(2) 対策の方向性

防火・防災・防犯対策を講じていくにあたっては、地域内の居住者が少ないことや、水源の問題などのインフラ環境も考慮しながら、住民に留まらずボランティアや観光客などの地域を訪れる人にも意識をしてもらうよう啓発しながら、ソフト・ハードを組み合わせた一体的な設備及び体制の確保を推進する。

(3) 意識の啓発

災害を未然に防ぎ、被害を最小限とするため、広報やホームページ等による啓発に努めるとともに、保存地区内住民の高齢化や、空き家の増加による住民の減少が課題となる中で、保存地区内の住民で行える初期消火の訓練や、消防団等における定期的な消火訓練の実施など、保存地区内の住民だけでなく、白馬村内住民の意識の向上に努める。

(4) 予防措置

地震災害に備えるため、修理や修景や利活用の実施に併せて耐震性を確保する。また、火災に備えるため火災報知器の設置を進める。さらに、保存地区内での焚火等の火を扱う作業に伴う注意喚起や、来訪者に対しては禁煙とするなど注意喚起を実施する。近年の温暖化による湿雪の影響により、雪の重みでの倒木が発生しているため、被害の可能性のある樹木について、景観に配慮しながらの伐採を検討する。

(5) 早期発見・初期消火

火災発生時には、高齢化や居住者の減少、冬期は水不足等の多くの課題を抱えているため、限られた住民や水で初期消火が行える施設の整備を進める。その際には、建物に入らなくても初期消火が行えるよう、集落内に数か所の共用消火設備の設置を検討する。また、居住者が少ない中で、火災や災害の早期発見や、不審者による建物の毀損を防ぐための地域全体を見渡す防犯カメラの設置の検討を進める。

6. 保存地区の保存及び活用の方針

(1)保存と活用の方向性

青鬼地区には伝統的建造物だけでなく、石垣や棚田、雄大な北アルプスを望む景観や、その風景の下、培われてきた伝統や文化などの多くの魅力がすでに存在している。この地域を保存活用していくためには、すでにある魅力をより多くの人に伝え、体験してもらうための環境づくりが重要となってくる。

一方で、令和5年度に実施した所有者アンケートでは、「青鬼地区は価値のある集落だと思いますか」の質問に対し「価値がある」と答えた人は50%であり、残りは「わからない」と回答している。

青鬼地区が持つ価値は、アンケートの結果よりもはるかに大きな、魅力ある地域であることを、地域住民へ伝えることも重要となってくる。

また、もともと山村集落であり多くの人を受け入れる環境のなかった保存地区において、選定後に多くの観光客が訪れたことによる畔の踏み荒らしや民地への立ち入りなどの課題もあるため、居住者にとって活用が負担とならないような環境整備も併せて進める。

(2)保存と活用の内容・伝統的慣習及び伝統的技術の保存と継承（地域の営みの保存）

伝統的建造物群とその歴史的環境を真に活かした形で保存するためには、昔から伝えられている道・堰普請などを中心とした相互扶助制度、祭りなどの季節行事の継承、家造りなどの伝統的技術の保存が肝要である。今後もこれらの保存と継承を積極的に進める。

（別表一4 青鬼地区年間行事参照）

・棚田保全のための農業振興

保存地区の景観を残していくために重要となる、石垣や棚田を保全するためには、農地を農地として維持管理していくことが重要となる。地域の特産品である紫米の魅力抄出、棚田オーナー制度のような、すでにある資源に関心のある人が集い協力することなど、関係人口を増やすための施策を実施し、保存地区内での就農者を増やすことにより、石垣や棚田の保全につなげる。

また、畔への立ち入りは、畔の崩落や病虫害の持ち込みなど、農地や農作物への深刻な被害を及ぼすことがあるため、農業振興の観点からも立ち入りの制限を設ける必要がある。

・観光振興

伝統的建造物や棚田、雄大な北アルプスを望む景観は、他に類を見ない価値あるものであり、国内だけでなく海外からも多くの観光客が訪れるものとなっている。令和5年(2023)に国連世界観光機関(UN Tourism)が持続可能な開発目標に沿って、観光を通じて文化遺産の促進や保全、持続可能な開発に取り組んでいる団体を認定する「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」に白馬村が選出された際にも、伝統的建造物や棚田が高く評価されている。

これらの魅力を最大限に活かした観光振興を進めるうえでは、宿泊や飲食、リゾートテレワークなどによる長期滞在可能な施設整備や、新たな展望スポットや周遊ルートの設置、体験プログラムの提供など、景観を活かしたうえでの新たな観光資源づくりを進める。

7. 地域の活力創出

地域の活力創出には、保存地区に暮らす人や関わりを持つ人を増やしていくことが最も重要になる。また、観光客も含めた保存地区に関わる全ての人が、景観だけでなく「青鬼集落」そのものに関心を持つことが、地域を盛り上げ、建造物だけでなく、生業や伝統、集落全体を残していくことにつながる。

・建造物の所有者

建造物の所有者に対し、改めて青鬼地区の魅力を再認識してもらうとともに、新たな魅力創出や発信を自治体や関係機関と協力しながら進める。

・移住定住の促進

所有者が地域を離れ空き家となっている建造物もあり、地域の活力低下や建造物の劣化につながっている。所有者の意向をしっかりと確認しながら、移住者を募るための支援を進め、活気ある地域となるよう努める。

また、青鬼集落は白馬村の中心部から離れ、車がなければ生活が難しい環境にあり、伝統的建造物での生活や生活用水を湧水に頼ることなど、市街地で当たり前に行えることが難しい環境であり、小規模集落であるため、居住者の神事や普請などへ参加が生業の保全に重要となってくる。そのため、体験移住環境の整備や、地域での暮らしをあらかじめ移住希望者へ伝える冊子の作成など、「青鬼の暮らし」を事前に伝えることで定住促進につながる。

・民間事業者の活用

活力ある地域とするためには、移住定住だけでは補いきれない空き家対策に、民間事業者の力を活用する。その際は、行政が間に入ることで相手の意向を見極め、参入事業者においても移住定住者と同じように、保存会や行政区への加入を依頼し、事業者も地域住民として、ともに保存を行ってもらえるような制度作りを進める。

- ・関係人口の創出

毎年4月29日に行われる上堰の堰浚いや、9月20・21日の青鬼神社例大祭で行われる火揉みの神事など、すでに多くのボランティアや関係団体が青鬼地区と関わりを持っているが、それ以外の年間に行われる普請や農地の保全などにおいて、集落住民だけで行うことが非常に難しくなっている。こうしたことから、青鬼地区に関心を持つ人を増やすため、ワークショップやイベント等を開催し、棚田オーナー制度やふるさと納税を活用することにより、地域に行かなくても応援できる仕組み作りを進めるとともに、青鬼に関心を持った人たちが地域活動に参加できる仕組み作りを進める。

- ・地域の活力創出のための観光

観光に訪れる人に対し、景観だけでなく地域の伝統や文化に関心を持ってもらえるような整備やワークショップなどのプログラム提供を行い、一時的なつながりから地域に積極的にかかわる人材の確保にも努める。

- ・農業振興

農地の保全のため、居住者に限らず白馬村内から、棚田での営農に関心のある人に声掛けをしながら進めていく。その際は、営農を行う人と居住者がしっかりとつながりを持ち、共に維持管理を行えるような体制づくりができるよう、関係部局と連携しながら事業を進める。

8. 保存地区の管理及び保存のための施設・設備の設置ならびに環境の整備計画

(1) 管理施設等

伝統的建造物のうち、その保存のために必要があるときは買上げや借上げを行い、保存地区の歴史的価値を周知・広報し、共有するために一般公開するほか、積極的な活用に努める。

また、公営施設としてだけでなく、民間企業を含めた官民連携での活用や、所有者と民間企業のマッチングを行うなど、様々なアイデアを活かした地域の活性化を進める。その際には、参入事業者伝統的建造物を管理していくうえでの制度だけでなく、青鬼集落の生業や伝統を残していくために、事前に周知するとともに、保存会や行政区への加入を依頼し、事業者も地域住民としてともに保存を行ってもらえるような制度作りを進める。

(2) 観光振興のための施設整備

- ・観光振興

観光振興の基本方針としては、保存地区が本来持っていた景観を保全することが大前提であり、その価値をより広く多くの人にわかりやすく伝えるためのハード・ソフト面での整備を進める。

整備にあたっては行政だけでなく、民間事業者と連携しながらの整備の実施についても検討を行う。

- ・観光客等の受入れにあたってのマナーの啓発

もともと山村集落であり、多くの観光客を受け入れる環境の整っていない青鬼集落においては、選定後民地への立ち入りや畔の踏み荒らしなどの問題がある。今後さらなる活用を進めていく上で、地域住民の負担とならないためのマナーの啓発が重要となる。

マナーの啓発を進めていくうえでは、山岳国立公園のような、より分かりやすいエリアの線引きを行うとともに、積極的な情報発信や案内標識の設置を進める。

案内標識の設置にあたっては、伝統的景観を損なわない形状やデザイン、配置等を考慮するものとする。

- ・文化的景観の保全

文化的景観を保全していくため、杉林の伐採や耕作放棄地を有効活用することで、本来青鬼集落が持っていた景観を取り戻すことも検討する。

(3) 防災、防犯施設の整備

防災施設の整備については、居住者が少ないことや高齢化、水が不足することを踏まえたうえでの施設の整備が必要となる。特に木造茅葺きの建造物が中心となっている本地区においては、初期消火の重要性が極めて高いことから、早期発見・初期消火を見据えた施設の整備を行う。

- ・早期発見

居住者が少ない状態で災害を早期発見するため、集落全体を見渡す監視カメラの設置を検討する。その際には住民プライバシーの確保や観光利用の可能性についても併せて検討を進める。

- ・初期消火

建物の所有者でなくても初期消火を行うことができるよう、集落内に共有の消火設備の設置を進める。その際は人手がいらず高齢者でも取り扱いやすい消火設備を選び、住民だけではなくボランティアや観光客等、地域を訪れた人がだれでも使用できる環境を作りながら、景観に配慮したわかりやすい施設の整備を進める。

- ・消火用水利の確保

特に冬季間、水が不足することがあるため、水利の確保が重要となる。消火用水利の確保にあたっては、防災部局と連携しながら、夏から秋にかけての期間の沢水等を中心とした貯水可能となる貯水槽の確保についても検討を進める。

(4) 電柱等の整備

電力用及び電話用の配線、電柱については、移設や配線整理、地下埋設等によって歴史的景観の阻害とならないような措置をとる。

(5) 下水道の整備

保存地区内の水路の水質保全と住民の生活環境の向上のために、水洗化の整備及び適切な維持管理を図る。

(6) 交通規制、駐車場等

既存の駐車場や車庫で現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、修景を施し、歴史的風致との調和を図る。また、保存地区内への観光客の乗用車・大型車両は集落入口駐車場までとし、集落内への乗り入れを行えないよう制限するのが望ましい。保存地区内での移動は侵入が許可される範囲の中での徒歩の移動が望ましい。

(7) 道路、水路等の整備と復旧

道路、水路等の位置及び幅員は現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものは、科学的調査と根拠に基づいて修景、復旧、整備を行う。

(8) その他

- ・ アンテナ類、ガスボンベ等の屋外設備類、屋外の看板、標識などの類で、歴史的風致を損ねる状態にあるものは、修景、整備等を行うことが望ましい。
- ・ 戦後の植林の結果、成長したスギなどが眺望を阻害している場合、伐採を検討する。
- ・ かつては青鬼集落から柄山峠を越えて鬼無里や戸隠や善光寺に至っていた古道を復旧整備することは集落内から他の観光地への、トレッキングといった徒歩の移動を促すことになるため、新しい観光資源の開発として古道の復旧・整備を検討する。

建築物（別表－1）

番号	保存番号	種別	員数	所在地	備考
1	1	主屋	1棟	白馬村大字北城16,759番地イ	
2	2	主屋	1棟	白馬村大字北城16,758番地	
3	3	蔵	1棟	白馬村大字北城字井戸尻16,828番地1	
4	4	主屋	1棟	白馬村大字北城16,744番地	
5	5	主屋	1棟	白馬村大字北城16,932番地1	
6	6	消防小屋	1棟	白馬村大字北城17,507番地2	
7	7	主屋	1棟	白馬村大字北城17,508番地	
8	8	主屋	1棟	白馬村大字北城17,510番地	
9	9	土蔵	1棟	白馬村大字北城17,510番地	
10	10	主屋	1棟	白馬村大字北城17,511番地	
11	11	土蔵	1棟	白馬村大字北城字前田17,667番地イ	
12	12	主屋	1棟	白馬村大字北城17,641番地	
13	13	土蔵	1棟	白馬村大字北城字前田17,668番地	
14	14	主屋	1棟	白馬村大字北城17,640番地	
15	15	主屋	1棟	白馬村大字北城17,620番地	
16	16	土蔵	1棟	白馬村大字北城17,620番地	
17	17	主屋	1棟	白馬村大字北城17,637番地イ	
18	18	土蔵	1棟	白馬村大字北城17,637番地ロ	
19	19	主屋	1棟	白馬村大字北城17,514番地	
20	20	主屋	1棟	白馬村大字北城17,636番地	
21	21	土蔵	1棟	白馬村大字北城字庭麻ノ17,634番地1	
22	22	主屋	1棟	白馬村大字北城字家裏17,516番地1	
23	23	物置	1棟	白馬村大字北城字家裏17,428番地	
24	24	土蔵	1棟	白馬村大字北城17,506番地1	
25	25	青鬼神社本殿 覆屋	1棟	白馬村大字北城字大麻17,466番地	構築物より
26	26	青鬼神社本殿	1基	白馬村大字北城字大麻17,466番地	
27	27	諏訪社覆屋	1棟	白馬村大字北城字大麻17,466番地	
28	28	諏訪社本殿	1基	白馬村大字北城字大麻17,466番地	構築物より
29	29	神楽殿	1棟	白馬村大字北城字大麻17,466番地	

工作物（別表－2）

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
30	30	向麻石仏群	29基	白馬村大字北城16,930番地	
31	31	棚田石垣	29.0m	白馬村大字北城字井戸尻16,905番地 ～16,930番地	
32	32	石 垣	11.0m	白馬村大字北城字井戸尻16,828番地1	
33	33	石 垣	32.0m	白馬村大字北城16,759番地イ～16,758番地	
34	34	石 垣	12.0m	白馬村大字北城16,758番地	
35	35	石 垣	12.0m	白馬村大字北城16,744番地	
36	36	馬頭観音	2体	白馬村大字北城16,744番地	
37	37	石 垣	12.0m	白馬村大字北城16,744番地	
38	38	石 垣	14.0m	白馬村大字北城16,744番地 ～字神戸16,952番地1	
39	39	氏 神 様	1基	白馬村大字北城字上投16,735番地イ	
40	40	石 垣	12.0m	白馬村大字北城字江戸16,735番地ロ ～字中麻17,502番地	
41	41	阿弥陀堂内陣	1基	白馬村大字北城字旧堂地16,935番地	
42	42	石 垣	20.0m	白馬村大字北城字旧堂地16,935番地	
43	43	阿弥陀堂 石 仏 群	33基	白馬村大字北城字旧堂地16,935番地	
44	44	氏 神 様	1基	白馬村大字北城字西平16,717番地	
45	45	石 垣	8.0m	白馬村大字北城16,934番地イ	
46	46	石 垣	16.0m	白馬村大字北城16,932番地1	
47	47	氏 神 様	1基	白馬村大字北城字大麻16,488番地20	
48	48	氏 神 様	1基	白馬村大字北城字大麻16,488番地10	
49	49	稻 荷 社	1基	白馬村大字北城字大麻16,488番地4	
51	51	石 垣	23.0m	白馬村大字北城17,508番地	
52	52	石 垣	12.0m	白馬村大字北城17,508番地	
53	53	石 垣	45.0m	白馬村大字北城17,507番地2～17,510番地	
54	54	石 垣	25.0m	白馬村大字北城17,510番地	
55	55	石 垣	16.0m	白馬村大字北城17,510番地	
56	56	馬頭観音	2体	白馬村大字北城17,506番地1	
57	57	馬頭観音	1体	白馬村大字北城字前田17,666番地イ	
58	58	棚田石垣	16.0m	白馬村大字北城字前田17,666番地イ	
59	59	石 垣	17.0m	白馬村大字北城字前田17,667番地イ	
60	60	石 垣	13.0m	白馬村大字北城字前田17,668番地	
61	61	石 垣	13.0m	白馬村大字北城字前田17,668番地	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
62	62	棚田石垣	60.0m	白馬村大字北城字17,642番地2 ～字前田17,642番地1	
63	63	石 垣	17.0m	白馬村大字北城17,640番地	
64	64	石 垣	24.0m	白馬村大字北城字庭麻ノ17,635番地	
65	65	石 垣	27.0m	白馬村大字北城字家裏17,496番地2 ～17,513番地イ	
66	66	石 垣	7.0m	白馬村大字北城字家裏17,496番地1	
67	67	石 垣	13.0m	白馬村大字北城字家裏17,500番地4	
68	68	神社参道 の灯籠1	1 対	白馬村大字北城字中麻17,505番地2先	
69	69	神社参道 の灯籠2	1 対	白馬村大字北城字家の裏17,498番地□先	
70	70	神社幟立て	1 対	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
71	71	神社参道 の灯籠3	1 対	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
72	72	石 祠	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
73	73	青鬼神社鳥居	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
74	74	神社手水鉢	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
75	75	小 祠 1	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
76	76	小 祠 2	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
77	77	石 祠 1	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
78	78	石 祠 2	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
79	79	石 祠 3	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
80	80	神社参道 の灯籠4	1 対	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
81	81	神社参道 の灯籠5	1 対	白馬村大字北城字善鬼堂17,446番地	
82	82	神社参道の石 段・石畳	石段227段 ・石畳100m	白馬村大字北城字家裏17,495番地1 ～字善鬼堂17,446番地	
83	83	三 峯 様	1 基	白馬村大字北城字善鬼堂17,058番地	
84	84	石 垣	24.0m	白馬村大字北城字家裏17,495番地1 ～字家裏17,495番地2	
85	85	石 垣	7.0m	白馬村大字北城字家裏17,522番地	
86	86	石 垣	13.0m	白馬村大字北城字家裏17,428番地	
87	87	石 垣	4.0m	白馬村大字北城字杉ノ木17,523番地1	
88	88	石 垣	20.0m	白馬村大字北城17,514番地1	
89	89	石 垣	15.0m	白馬村大字北城17,514番地	
90	90	石 垣	7.0m	白馬村大字北城17,637番地ハ	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
91	91	石 垣	8.0m	白馬村大字北城17,637番地イ	
92	92	石 垣	33.0m	白馬村大字北城17,640番地～17,622番地ロ	
93	93	石 垣	8.0m	白馬村大字北城17,622番地イ	
94	94	石 垣	15.0m	白馬村大字北城17,620番地	
95	95	石 垣	18.0m	白馬村大字北城17,655番地～17,659番地	
96	96	石 垣	10.0m	白馬村大字北城字荒田口17,611番地 ～字荒田口17,610番地	
97	97	石 垣	55.0m	白馬村大字北城字荒田口17,612番地イ ～字荒田口17,617番地	
98	98	石 垣	30.0m	白馬村大字北城字宮下17,623番地	
99	99	棚田石垣	62.0m	白馬村大字北城字荒田口17,616番地イ ～字宮下17,633番地	
100	100	棚田石垣	28.0m	白馬村大字北城字荒田口17,616番地イ ～字宮下17,627番地	
101	101	棚田石垣	28.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,625番地イ- 2・字中豆久保17,629番地	
102	102	棚田石垣	26.0m	白馬村大字北城字宮下17,538番地	
103	103	棚田石垣	38.0m	白馬村大字北城字宮下17,633番地	
104	104	棚田石垣	14.0m	白馬村大字北城字宮下17,633番地	
105	105	棚田石垣	18.0m	白馬村大字北城字宮下17,632番地	
106	106	棚田石垣	28.0m	白馬村大字北城字宮下17,527番地	
107	107	棚田石垣	50.0m	白馬村大字北城字牧ノ平17,528番地 ～字宮根17,539番地	
108	108	石 垣	40.0m	白馬村大字北城17,637番地イ ～字庭麻ノ17,634番地1	
109	109	石 垣	10.0m	白馬村大字北城17,636番地	
110	110	石 垣	11.0m	白馬村大字北城字釜屋麻17,598番地	
111	111	棚田石垣	42.0m	白馬村大字北城字宮下17,527 ～字宮下17,631番地	
112	112	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字宮ノ根17,593番地 ～字宮ノ根17,591番地	
113	113	棚田石垣	18.0m	白馬村大字北城字宮下17,625番地イ ・字宮下17,629番地	
114	114	棚田石垣	54.0m	白馬村大字北城字宮下17,630番地イ	
115	115	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字宮下17,630番地ロ	
116	116	棚田石垣	10.0m	白馬村大字北城字東横道17,302番地ツ	
117	117	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字東横道17,302番地ヲ	
118	118	棚田石垣	38.0m	白馬村大字北城字東横道17,302番地ハ	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
119	119	棚田石垣	23.0m	白馬村大字北城字東横道17,302番地1	
120	120	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城17,302番地ホ	
121	121	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城17,302番地ハ ～17,302番地ロ	
122	122	棚田石垣	6.0m	白馬村大字北城17,302番地ロ	
123	123	棚田石垣	115.0m	白馬村大字北城字東横道17,300番地	
124	124	棚田石垣	85.0m	白馬村大字北城字東横道17,338番地 ～字十二17,336番地	
125	125	棚田石垣	19.0m	白馬村大字北城字馬場屋上17,403番地	
126	126	棚田石垣	19.0m	白馬村大字北城字東横道17,339番地 ～字東横道17,351番地イ	
127	127	棚田石垣	18.0m	白馬村大字北城字東横道17,336番地	
128	128	棚田石垣	24.0m	白馬村大字北城字西豆窪17,373番地ロ	
129	129	棚田石垣	21.0m	白馬村大字北城字西豆窪17,373番地イ	
130	130	棚田石垣	54.0m	白馬村大字北城字東横道17,347番地 ～字西豆久保17,364番地	
131	131	棚田石垣	60.0m	白馬村大字北城字宮ノ上17,583番地 ～字宮ノ根17,601番地	
132	132	棚田石垣	40.0m	白馬村大字北城字宮ノ上17,583番地 ～字古屋敷17,557番地	
133	133	棚田石垣	28.0m	白馬村大字北城字宮上17,543番地 ～字宮ノ上17,590番地イ	
134	134	棚田石垣	71.0m	白馬村大字北城字宮上17,543番地 ～字宮袖17,294番地	
135	135	棚田石垣	33.0m	白馬村大字北城字宮上17,546番地	
136	136	棚田石垣	74.0m	白馬村大字北城字宮ノ根17,601番地 ～字宮ノ上17,292番地	
137	137	棚田石垣	64.0m	白馬村大字北城字宮ノ根17,601番地 ～字丸畑17,284番地イ	
138	138	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字古屋敷17,557番地 ～字宮袖17,294番地	
139	139	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字東横道17,294番地	
140	140	棚田石垣	21.0m	白馬村大字北城字東横道17,293番地	
141	141	棚田石垣	48.0m	白馬村大字北城字東横道17,298番地 ～字東横道17,276番地	
142	142	棚田石垣	15.0m	白馬村大字北城字東横道17,281番地	
143	143	棚田石垣	66.0m	白馬村大字北城字宮ノ上17,277番地 ・字宮ノ上17,278番地	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
144	144	棚田石垣	23.0m	白馬村大字北城字東横道17,282番地	
145	145	棚田石垣	35.0m	白馬村大字北城字東横道17,272番地	
146	146	棚田石垣	78.0m	白馬村大字北城字宮ノ上17,279番地 ・字宮上17,549番地～字宮ノ上17,272番地	
147	147	棚田石垣	43.0m	白馬村大字北城字東横道17,253番地 ～字東横道17,254番地	
148	148	棚田石垣	37.0m	白馬村大字北城字丸畑17,291番地	
149	149	棚田石垣	7.0m	白馬村大字北城字宮ノ上17,279番地 ・字宮上17,549番地	
150	150	棚田石垣	22.0m	白馬村大字北城字東横道17,265番地	
151	151	棚田石垣	88.0m	白馬村大字北城字丸畑17,257番地 ～字丸畑17,284番地	
152	152	棚田石垣	17.0m	白馬村大字北城字丸畑17,250番地 ～字丸畑17,286番地	
153	153	棚田石垣	38.0m	白馬村大字北城字東横道17,251番地	
154	154	棚田石垣	16.0m	白馬村大字北城字丸畑17,249番地	
155	155	棚田石垣	37.0m	白馬村大字北城字丸畑17,256番地 ～字丸畑17,249番地	
156	156	棚田石垣	47.0m	白馬村大字北城字東横道17,247番地 ～東横道17,246番地	
157	157	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字東横道17,253番地	
158	158	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字丸畑17,247番地 ～字丸畑17,246番地	
159	159	棚田石垣	77.0m	白馬村大字北城字東横道17,241番地イ ～字東横道17,245番地	
160	160	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字京塚峯17,398番地ロ	
161	161	棚田石垣	47.0m	白馬村大字北城字休石17,397番地 ～字京塚17,409番地	
162	162	観 音 様	1 基	白馬村大字北城字京塚17,409番地	
163	163	馬頭観音	1 基	白馬村大字北城字京塚17,409番地	
164	164	石 垣	83.0m	白馬村大字北城字京塚峯17,398番地ロ ～字京塚17,396番地	
165	165	棚田石垣	33.0m	白馬村大字北城字京塚17,410番地イ	
166	166	棚田石垣	31.0m	白馬村大字北城字西豆窪17,387番地イ	
167	167	棚田石垣	25.0m	白馬村大字北城字京塚17,396番地	
168	168	棚田石垣	33.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,423番地	
169	169	棚田石垣	43.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,422番地	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
170	170	棚田石垣	35.0m	白馬村大字北城字豆久保17,389番地 ～字豆久保17,390番地	
171	171	棚田石垣	48.0m	白馬村大字北城字西豆窪17,385番地	
172	172	棚田石垣	37.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,395番地	
173	173	棚田石垣	56.0m	白馬村大字北城字西豆窪17,384番地 ～字西豆窪17,385番地	
174	174	棚田石垣	63.0m	白馬村大字北城字東横道17,360番地 ～字中豆久保17,394番地イ	
175	175	棚田石垣	30.0m	白馬村大字北城字西豆窪17,382番地イ-2	
176	176	棚田石垣	35.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,393番地 ～字豆久保17,391番地イ	
177	177	棚田石垣	35.0m	白馬村大字北城字豆久保17,391番地ロ	
178	178	棚田石垣	8.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,394番地イ	
179	179	棚田石垣	15.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,414番地	
180	180	棚田石垣	45.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,413番地イ- 2～字中豆窪17,416番地ロ	
181	181	棚田石垣	16.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,416番地イ	
182	182	棚田石垣	16.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,417番地	
183	183	棚田石垣	40.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,417番地 ～字西豆久保17,425番地ハ	
184	184	棚田石垣	15.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,425番地ハ	
185	185	棚田石垣	10.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,418番地 ・字中豆久保17,425番地ロ	
186	186	棚田石垣	95.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,419番地～字中 豆窪17,418番地・字中豆久保17,425番地ロ	
187	187	棚田石垣	18.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,415番地～字中 豆窪17,418番地・字中豆久保17,425番地ロ	
188	188	棚田石垣	65.0m	白馬村大字北城字中豆窪17,420番地	
189	189	棚田石垣	54.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,421番地	
190	190	棚田石垣	74.0m	白馬村大字北城字中豆久保17,421番地	
191	191	地 蔵	1 体	白馬村大字北城字中豆久保17,421番地	
192	192	棚田石垣	46.0m	白馬村大字北城字京塚17,408番地イ ～字京塚17,407番地	
193	193	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字京塚17,407番地	
194	194	棚田石垣	38.0m	白馬村大字北城字京塚17,404番地	
195	195	棚田石垣	134.0m	白馬村大字北城字京塚17,408番地 ～字東横道17,211番地	
196	196	棚田石垣	57.0m	白馬村大字北城字東横道17,211番地	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備考
197	197	棚田石垣	15.0m	白馬村大字北城字東横道17,212番地	
198	198	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字東横道17,214番地 ～字東横道17,356番地	
199	199	棚田石垣	55.0m	白馬村大字北城字ナニ17,214番地 ～字十二17,357番地	
200	200	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字十二17,424番地 [□]	
201	201	棚田石垣	32.0m	白馬村大字北城字十二17,357番地 ～字東横道17,217番地	
202	202	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字ナニ17,217番地 ～字ナニ17,216番地	
203	203	棚田石垣	30.0m	白馬村大字北城字東横道17,289番地 ^イ ～字宮ノ上17,564番地	
204	204	棚田石垣	26.0m	白馬村大字北城字東横道17,289番地 [□] ～字宮ノ上17,564番地	
205	205	棚田石垣	14.0m	白馬村大字北城字東横道17,236番地 ^イ	
206	206	棚田石垣	33.0m	白馬村大字北城字三百地17,579番地 ～字東横道17,231番地	
207	207	棚田石垣	51.0m	白馬村大字北城字三百地17,569番地 ～字三百地17,571番地	
208	208	棚田石垣	14.0m	白馬村大字北城字東横道17,225番地	
209	209	棚田石垣	15.0m	白馬村大字北城字東横道17,222番地 ¹	
210	210	棚田石垣	12.0m	白馬村大字北城字三百地17,575番地	
211	211	棚田石垣	30.0m	白馬村大字北城字三百地17,576番地 ¹	
212	212	棚田石垣	35.0m	白馬村大字北城字東横道17,224番地	
213	213	棚田石垣	18.0m	白馬村大字北城字東横道17,222番地 ¹	
214	214	棚田石垣	41.0m	白馬村大字北城字三百地17,576番地 [□] ～字東横道17,222番地 ^イ	
215	215	棚田石垣	22.0m	白馬村大字北城字東横道17,312番地 ～字東横道17,314番地	
216	216	棚田石垣	20.0m	白馬村大字北城字東横道17,197番地	
217	217	棚田石垣	18.0m	白馬村大字北城字東横道17,208番地	
218	218	棚田石垣	13.0m	白馬村大字北城字東横道17,183番地	
219	219	石 垣	47.0m	白馬村大字北城字東横道17,196番地 ～字東横道17,190番地	
220	220	石 垣	20.0m	白馬村大字北城字岩倉17,262番地 [□]	
221	221	棚田石垣	48.0m	白馬村大字北城字東横道17,160番地 ^イ	
222	222	棚田石垣	43.0m	白馬村大字北城字東横道17,160番地 [□]	
223	223	棚田石垣	24.0m	白馬村大字北城字東横道17,163番地	

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
224	224	馬頭観音	1 体	白馬村大字北城字榎の平17,158番地ロ	
225	225	馬頭観音	2 体	白馬村大字北城字榎の平17,158番地ロ	
226	226	棚田石垣	50.0m	白馬村大字北城字榎ノ平17,839番地リ	
227	227	棚田石垣	80.0m	白馬村大字北城字榎ノ平17,839番地ト ～字榎ノ平17,839番地チ	
228	228	棚田石垣	43.0m	白馬村大字北城字榎ノ平17,839番地ロ	
229	229	青鬼上堰	3km	白馬村大字北城字榎の平17,158番地ハ先	
230	230	青鬼下堰	3km	白馬村大字北城字榎の平17,158番地ハ先	

環境物件（別表－3）

番号	保存番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
231	231	ホウノキ	1	白馬村大字北城字西林16,501番地	
232	232	スギの大木	2本	白馬村大字北城字大麻16,488番地10	
233	233	カツラの大樹	1本	白馬村大字北城字杉ノ木麻17,480番地先	
234	234	桂の清水	1	白馬村大字北城字杉ノ木麻17,480番地先	
235	235	抜け止めのカツラ	1	白馬村大字北城字前田17,667番地ル	
236	236	馬場の清水	1	白馬村大字北城字宮根17,609番地先	

※保存番号50 鳥居 1基（白馬村大字北城16,488番地4）は、腐朽による倒壊のため、平成22年1月22日削除

青鬼地区年間行事（別表一４）

月	日	神事・普請名称
4月	下旬 29日	道普請・水路清掃（1日） 堰普請（所有者等地域住民：1日 ボランティア：半日）
5月	3日 上旬	堰普請（1日） 通水作業（半日）
6月	上旬 上旬 中旬	お宮掃除（半日） 春祭り（1時間程度） 獣害防護柵設置作業（1日）
7月	上旬 下旬	道普請・堰普請（1日） 秋葉様神事（1時間程度） 準備等（半日）
9月	上旬 中旬 20日・21日	道普請・草刈り（1日） お宮掃除（半日） 青鬼神社例大祭（9/20 宵祭り・火揉みの神事 9/21 本祭り）
10月	下旬	獣害防護柵撤去作業（1日）
11月	中旬 中旬	秋祭り（1時間程度） 準備等（半日） 秋普請（半日）
3月	中旬	総会（1時間程度）

保存地区の範囲 別図-1

